

生前贈与は記録が大事

都合により誠に勝手ながら2ヶ月ぶりの執筆となりました。朝夕めっきり寒くなり、我が家では早くもコタツを出しました。つい1ヶ月ほど前の猛暑がまるでそのようです。皆さん体調にはくれぐれもご留意されることを願うとともに、今般の台風や地震で被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。

さて、先日国税庁より相続税の申告事績(平成14年分)及び調査事績(平成15事務年度分)が公表されました。申告事績によると平成14年中に死亡された方は約98万人。そのうち相続税の申告対象となったのが約4万4千人で、課税割合は4.5%となりました。要は亡くなられた方のうち相続税がかかったのが100人中4.5人ということになります。基礎控除額が引上げられた平成6年以降では最低の水準となりました。このことから、相続税というのはマイナーな税金と言えます。

相続財産額の構成比は、土地が58.7%と最も高く、現金預金16.7%、有価証券8.4%と続きます。土地の構成比は路線価がピークだった平成4年は75.9%もあったものの、その後地価の下落が続き10年連続で減少しています。現金預金の構成比は逆に増加傾向にあります。被相続人一人当りの課税価格は2億3,933万円、税額は一人当たり2,891万円となり、いずれも前年よりも減少しました。

一方、相続税の税務調査は平成15事務年度(平成15年7月~平成16年6月)に平成13・14年分の申告事案を中心に、申告が過少であると認められるものについて行われたもので、調査件数は12,791件と前回より12.2%増加しています。このうち申告漏れがあったのは11,210件で申告漏れ割合87.6%と調査に入ったうちの実に9割近くが申告漏れとなっています。申告漏れ相続財産額の構成比は現金預金が40.3%と突出しており、土地19.1%、有価証券16.7%と続きます。

申告漏れの態様としては、多額の現金や公社債を自宅等に隠匿するケースや預貯金について配偶者や子・孫などの家族名義のもの(ペイオフ対策のもの含む)を申告から除外するケースが引き続き顕著となっています。また、現金・預貯金等を中心に海外資産であるものを申告から除外するケースもあったそうです。私の経験上も現金預金の申告漏れのケースが多かったように思います。

お金というものは正直なもので、ある日突然大金が消えることはなく(盗難やギャンブルなど例外もありますが)、形こそ変われどなんらかの形である程度は残っていくものです。税務署は相続税の税務調査の際は預金の動きを死亡以前3年~5年は遡ってチェックします。そのなかで多額の出金があれば、その用途を追求されます。

何か物を買ったのであればその物が財産として申告されているか、預け替えたのであればその預金(家族名義なども含む)が申告されているか、誰かに贈与したのであれば贈与税の申告があるか、貸し付けたのであれば貸付債権という財産が申告されているか、あるいは、家族名義の借入金を代わりに返済すれば贈与になる、等等。資金用途を説明できないときは、現金で残っていると見なされることもあります。あと、過去に土地の売却などあれば申告により多額の資金が入金されたことを税務署は把握しています。そのお金が死亡までにどの様に使われ、あるいはどれだけ残っているのかということを追求されたこともありました。

今回の発表のなかで申告漏れ財産のトップが現金預金であったことは、それは動かしやすいがゆえにいかに小手先の対策が多かったものといえます。相続税対策は生前贈与などでも時間をかけて行えば効果を発揮します。これから年末にかけて現金預金や自社株など贈与される方も多いと思いますので、その際は贈与であることをハッキリと通帳などに記録を残し、できれば契約書も結んで後にトラブルのないように証拠を残すことも大事です。税務署に対抗するには書面が命ですので・・・。